



# 身体障がい者福祉制度の概要

(障がいの程度や範囲によっては該当しないものもあります。) 市障がい福祉課 市役所2階23番窓口 電話839-2333 FAX821-0086

Eメール: syoufuku@city.takamatsu.lg.jp

令和3年4月1日現在 高松市

援護の種類	対象障がいの程度 身体障害者手帳	障がいの範囲							対象		内容等	手続に必要なもの			取扱・相談窓口	「障がいのガイドブック」掲載ページ						
		目	耳	音声・言語	上肢	下肢	体幹	内部	18歳未満	18歳以上		手帳	印鑑	(個人番号)			その他					
		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○					
公共料金等	NHK放送受信料の免除	全額免除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	市民税非課税世帯	○	○		市福祉事務所長の証明書が必要	NHK高松放送局 (825-0150) 市障がい福祉課[管理係]	P13				
	NTT電話番号の無料案内(ふれあい案内)	1級～2級 視覚・聴覚の方は全等級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	世帯主かつ受信契約者	○	○		窓口にて御相談ください。	NTT西日本ふれあい案内担当 (0120-104-174)					
	郵便はがき(20枚)贈呈	1級～2級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		(郵便請求でもよい)	郵便局					
	携帯電話基本料等の割引	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		会社によって制度がないところがあります。	各携帯電話会社					
	入園料等の減免	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			各施設の受付で手帳を提示					
在宅支援	日常生活用具の給付	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	日常生活用具の種類による制限及び所得制限あり	○	○	○	見積書、カタログ等	市障がい福祉課[生活支援係]	P14-15				
	●住宅改造助成	1級～2級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	高松市に居住1年以上の方で、生活保護世帯、市民税非課税世帯 認定工事費×3/4・上限75万円	○	○		工事着手前に御相談ください。	市障がい福祉課[生活支援係]	P16				
	在宅重度障害者訪問診査	1級～2級程度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	歩行困難等のため、香川県障害福祉相談所・医療機関等に向くことが困難な在宅の重度の心身に障がいのある方。ただし、地理的条件により受診が困難な場合に限りです。	○	○		窓口にて御相談ください。	市障がい福祉課[医療係]					
	補装具(購入・借受け・修理)費の支給	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	補装具の種類による制限及び所得制限あり	○	○	○	あらかじめ窓口にて御相談ください。	市障がい福祉課[生活支援係]					
	●障がい者(児)紙おむつの給付	1級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3歳以上	○	○		寝たきり6か月以上の証明	市障がい福祉課[生活支援係]	P17				
	図書資料郵送貸出サービス	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		身体に障がいがあり、図書館の利用困難な方に、資料、朗読テープ・CDの貸出。	窓口にて御相談ください。	中央図書館(861-4501)				
	あんしん通報サービス	1級～2級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	65歳未満	○	○		ひとり暮らしの方等	窓口にて御相談ください。	市障がい福祉課[生活支援係]	P18		
身体障害者訪問入浴サービス	寝たきりで身体に障がいがある方	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	65歳未満	○	○	○	寝たきりで両下肢、体幹1級これに準ずる状態である方で、医師が入浴可と認めた方。	あらかじめ窓口にて御相談ください。	市障がい福祉課[生活支援係]				
コミュニケーション支援	手話通訳者派遣	聴覚等障がいがある方	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		官公署での手続き、医療機関での受診等への派遣。		香川県聴覚障害者協会 (電話868-9200・FAX868-9201)				
	要約筆記者派遣	聴覚等障がいがある方	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		各種会合、イベントへの派遣。		香川県要約筆記者サークルゆうあい (電話050-3717-6566・FAX883-6566)				
	手話通訳者設置	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		市役所等業務、相談の通訳。		市障がい福祉課(月～金曜日)				
	点字・声の広報	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		点字広報・声の広報(CD)を郵送	○	窓口にて御相談ください。 香川県視覚障害者福祉センター (812-5563) 市広聴広報課 (839-2161・市役所5階)				
	図書館対面朗読サービス	1級～2級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		対面朗読、プライベート録音、朗読テープ・CDの貸出。	○	窓口にて御相談ください。 中央図書館(861-4501)・香川図書館(879-8970) 夢みらい図書館(833-7727) 対面朗読のみ				
その他の支援	障がい児保育	比較的軽度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0歳～就学前の児童が対象	○	○		窓口にて御相談ください。	市こども保育教育課 (839-2358・市役所6階25番窓口)	P20				
	公営住宅入居時の所得要件緩和	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	収入基準等の緩和。申込住宅の種類によって、障がいの種類や程度、範囲が異なる場合がある。	○	○	○	窓口にて御相談ください。	市市営住宅課(839-2541・市役所7階)、市市営住宅管理センター(802-3660・市役所7階)、県住宅課分室(832-3587)	P21				
	生活福祉資金の貸付	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	福祉資金(福祉費)	○	○		窓口にて御相談ください。	自立相談支援センターたかまつ(高松市社会福祉協議会分室)(802-1081)					
	郵便による不在者投票	両下肢・体幹(移動機能を含む)1級～2級、内部1級～3級(該当不明の場合は市長の証明)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		窓口にて御相談ください。	市選挙管理委員会(839-2644・市役所11階)					
障害福祉サービス等	介護給付	居宅介護・生活介護・短期入所等	全	○	○	○	○	○	○	○	○	障害福祉サービス等の支給申請が必要 ※サービスの種類によっては、一定の要件が必要な場合があります。	○	○	○	窓口にて御相談ください。	市障がい福祉課[認定係]	P22-23				
		施設入所支援	全	○	○	○	○	○	○	○	○		○									
		児童発達支援・放課後等デイサービス等	全	○	○	○	○	○	○	○	○		○									
		療養介護	全	○	○	○	○	○	○	○	○		○									
	地域生活支援	地域活動支援II型等	全	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○				○	○	○	○
		訓練等給付	自立訓練・就労移行支援・就労継続支援等	全	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○				○	○	○	○
		重度障害者入院時コミュニケーション支援	発語困難などにより意思表示が困難な方	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○				○	○	○	○
児童福祉施設(入所)	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		肢体不自由児施設 他	○	○	○	窓口にて御相談ください。 香川県障害福祉相談所(867-2696)			
相談・指導等	身体障害者相談支援事業	身体に障がいのある方やその家族の地域における生活を支援するため、相談支援専門員が在宅福祉サービスの利用援助や介護相談及び情報の提供など、各種支援、援助を行います。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		障害者生活支援センターたかまつ(田村町) 電話815-0330 FAX867-0420 障害者生活支援センターあい(前田東町) 電話847-1021 FAX847-1031	月～金曜日、第1・3日曜日 午前9時～午後5時(第2・4金曜日は午後7時まで)(※年末年始・祝日を除く) (※上記以外の曜日・時間でも事前に連絡いただければ利用できます。)	月～金曜日、第1・3土曜日 午前9時～午後5時(※年末年始・祝日・お盆を除く) (※上記以外の曜日・時間でも事前に連絡いただければ利用できます。)			P25	
	障害者相談員	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		市内に住んでいる身体障害者相談員に様々な相談ができます。				(一財)高松市身体障害者協会(880-1643)		
	更生相談・身上相談	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					身体障害者福祉センター「コスモス園」(880-3574)			
	障がい児(生活・環境・処遇)相談															随時				香川県障害福祉相談所(867-2696)		
	障がい児の早期発見・難病相談															乳幼児健診、その他随時。				市健康づくり推進課(839-2363)		
その他施設による援護	身体障害者福祉センター(コスモス園)	身体に障がいのある方に対して各種相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上、機能回復訓練等の事業を行い、身体に障がいのある方の福祉の増進をはかる施設。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		月～金曜日 午前9時～午後4時	○	○		登録による使用証が必要 コスモス園(880-3574)	P26	
	身体障害者施設(利用)	全	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		かがわ総合リハビリテーション福祉センター(体育施設) 香川県視覚障害者福祉センター	○	○		障がいの者無料。毎週水曜、祝日の翌日は休館。 利用は無料。土曜、祝日は休館。 香川県視覚障害者福祉センター(812-5563)		
	10月1日「障害児を守る日」を中心とした行事の参加																			障害者を守る会事務局(市障がい福祉課[生活支援係])	P27	
関係団体	身体障害者協会、肢体不自由児協会、聴覚障害者協会、視覚障害者福祉協会、肢体不自由児(者)父母の会、障害者を守る会 他																			それぞれの団体、市障がい福祉課[生活支援係]	P27	

●印は高松市独自の事業

(注1) マイナンバーが確認できる書類及び身元が確認できる書類が必要です。代理人が申請する場合は、委任状及び代理人の身元が確認できる書類が必要です。

(裏面も御覧ください)